

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の産業構造としては、平成 28 年経済センサス活動調査結果報告書によると、卸売業・小売業が全体の 24.9%、サービス業が 20.7%、飲食サービス・宿泊業が 11.9%と、東日本と首都圏とをつなぐ中心都市として顧客誘引力の高い商業・サービス業が大半を占めていることが特徴としてあげられる。しかし、同調査では、市内の民営事業所数は 41,517 事業所となり、平成 26 年経済センサス基礎調査結果報告書と比較し、2.1%減少しており、市内事業者の厳しい経営環境が窺える。

本市人口構造に目を向けると、既に高齢者の割合が増えていることに加え、生産年齢人口の減少が始まっている（第 17 回さいたま市統計書平成 29 年版「年齢、男女別将来推計人口」）。

このような高齢化及び生産年齢人口の減少は、需要面と供給面双方にマイナスの影響を与え、市内産業の衰退に繋がるおそれがあることを鑑み、本市として、市内中小企業者の生産性向上に関する施策を講ずることが必要不可欠である。

#### (2) 目標

市内中小企業者が、高齢化及び人手不足等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性向上を図ることで、市内産業の活性化を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定された事業者に対し、生産性向上を目的とした設備導入を支援することで、先端設備等導入計画を認定された事業者の労働生産性を年平均 3%以上向上させることを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項で規定する先端設備等の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本計画において定める対象区域は、中小企業者による幅広い取組を促すため、埼玉県さいたま市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の多様な業種・事業における生産性向上を支援するため、全ての業種・事業を対象とする。

ただし、「5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項」に掲げる事項を除く。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

生産性向上特別措置法に基づき、計画期間は国の同意日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

以下の場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組
- ・ 公序良俗に反する取組
- ・ 反社会的勢力との関係が認められるもの
- ・ 公的な認定として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営むもの)